

2023

大阪公立大学 法科大学院



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

<https://www.omu.ac.jp/lawschool/about/>

QRコードからも
アクセスできます。



大阪公立大学 大学院法学研究科

2022年6月



LAW SCHOOL
Osaka Metropolitan University



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

都市で学ぶ、都市から学ぶ

市民のための法律家の養成を目指して



最大規模の公立大学

大阪公立大学法科大学院は、2022年4月、

大阪市立大学法科大学院の伝統を受け継ぎ、再出発しました。

これまでと変わることなく、公立大学ならではの少人数教育により、

真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

Contents

目次・ご挨拶	01
カリキュラム	02
理念・目的	04
3つの履修モデル	05
教員と担当科目	06
ロースクール在学生の日常	07
修了生からのメッセージ	10
施設	11
サポート	12
都市で学ぶ、都市から学ぶ	13
学生受入方針と入試	14
入試概要	15
学費・奨学金等	16
キャンパスマップ	17



大学院法学研究科長・法学部長

鶴田 滋 (民事訴訟法)



大阪公立大学法科大学院は、2022年4月に大阪公立大学の開学とともに設置されました。大阪公立大学法科大学院は、2004年に設置され、小規模の法科大学院でありながら325名の司法試験合格者を輩出した、大阪市立大学法科大学院の伝統を引き継ぎ、大阪府立大学の教員を加えこの伝統をさらに発展させます。

大阪公立大学法科大学院は、大阪市立大学法科大学院の伝統を承継し、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。本法科大学院の特色としては、具体的には次の3つが挙げられます。

第1に、1学年の定員を30名とする小規模の大学院であることから、教育についてのサポート体制が充実しています。必修科目の授業においても学生と教員がゼミのように気軽に議論や質問をすることができる環境にあります。正規の授業外においても、弁護士として活躍する大阪市立大学法科大学院の修了生が、アカデミック・アドバイザーとして、日頃の学習方法や法律書作成の技法などについて、学生に対して懇切丁寧に指導にあたります。

第2に、早期合格へのサポート体制も充実させます。大阪市立大学法学部および大阪公立大学法学部は「法曹養成プログラム」を設けており、このプログラムを優秀な成績で修了した学生は、3年で早期卒業をすることができます。これにより、大学入学から最短5年で法曹の資格を取得することができます。

第3に、修了までに必要な金銭的負担についてもサポートします。大阪公立大学では、法科大学院生に対しても、他の研究科の博士前期課程に入学する学生と同様に、授業料減免の措置がとられます。さらに、成績優秀者に対しては、奨励金制度を設けています。

以上のように、われわれは、志を高くもって法曹を目指す皆さんを、最大限にサポートして参ります。経歴や年齢は問いません。皆さんの挑戦を心待ちにしています。

大学院法学研究科法曹養成専攻長

杉本 好央 (民法)



大阪公立大学法科大学院は、「真のプロフェッションとしての法曹」の養成を目指して、2022年に誕生しました。国内屈指の研究水準にある研究者と豊かな実務経験に支えられた実務家からなる研究教育組織である大阪市立大学法科大学院からバトンを受け継ぎ、さらに前へと進んでいきます。

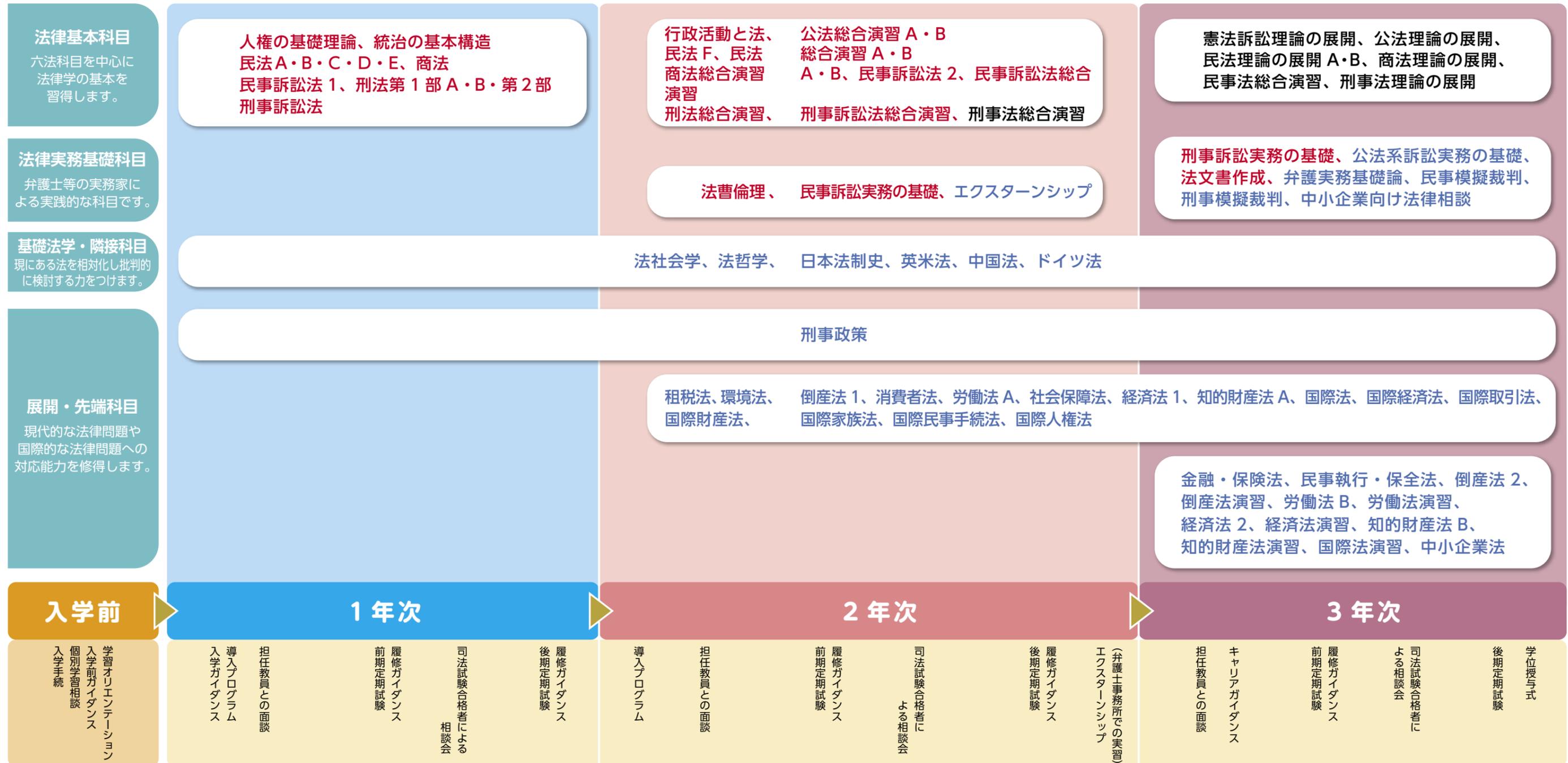
さて、本法科大学院が求める「プロフェッション」とは何でしょうか。プロフェッションの特徴の一つは、高度な専門知識と鍛錬を要する技能にあります。伝統的にプロフェッションの代表例とされる弁護士であれば、法と裁判に関する知識や技能がこれにあたります。したがって、法科大学院では、この知識や技能の修得に向けた教育が、体系的な理論と豊かな実務経験を基礎にして行われます。

しかし、「真のプロフェッション」としての法曹となるには、単に法律に関する専門的な知識や技能を修得するのみでは、十分ではありません。専門的な知識や技能を用いた活動が自由や正義や人権といった公共的な価値の実現に向けられたもの、あるいは少なくともそれと矛盾しないものである必要があります。開かれた現代の市民社会において法曹に特権的な地位が与えられるのも、また厳しい自治自律が求められるのも、社会全体の利益のために奉仕することを自らの使命とするプロフェッションの特質と分かちがたく結びついています。それゆえ、本法科大学院では、法曹を目指す者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、そして社会のために困難な仕事を遂行しようとする志といった素養を求めています。

ここで会った皆さんは、今、法曹となった未来の自分を思い描いておられると思います。それはたとえば、企業の要求に応える法曹かもしれません。社会的弱者に寄り添う法曹かもしれません。あるいは、グローバル化した社会で活躍する法曹かもしれません。しかしまた、もしかすると、そのような法曹になる能力が果たして自分にあるだろうかと思悩んでおられるかもしれません。いずれであっても、どうぞ、大阪公立大学法科大学院の扉をたたいてください。私たち大阪公立大学法科大学院のスタッフは、互いに切磋琢磨を重ねることで、皆さんを全力で支援します。

カリキュラム

注) 赤字は必修科目、青字は選択必修科目、黒字は自由選択科目



カリキュラムは、1年次で法律基本科目について徹底的に学習したうえで、2年次と3年次には、その学習成果をより一層深めるとともに、多様な法分野に発展させていくという積み上げ型で構成されています(3年標準型)。ただし、入学時に既に十分な法学の知識を修得していると判定された者については、1年次に配当されている必修科目33単位等の履修が免除され、2年次配当科目から履修することができ、2年間で修了することが可能です(2年短縮型)。



【進級要件単位数】

- 1年次生
必修科目 33 単位のうち 27 単位
- 2年次生
必修科目 28 単位のうち 22 単位

【修了要件単位数】

- | | | |
|--|----------|----------------------|
| 法律基本科目 | 必修科目 | 57 単位 (2年短縮型は 24 単位) |
| 法律実務基礎科目 | 必修科目 | 8 単位 |
| | 必修科目以外から | 4 単位選択必修 |
| 基礎法学・隣接科目 | | 4 単位選択必修 |
| 展開・先端科目 | | 14 単位選択必修 |
| ※ただし法曹養成専攻の規程で定める選択科目を 4 単位以上含まなければならない。 | | |
| 履修した上記の科目以外の科目 | | 10 単位* |
| ※ただし法律基本科目以外の科目を 2 単位以上含まなければならない。 | | |



大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別されます。

大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

理念・目的を実現するために、学生一人ひとりの特性に配慮した、きめ細かく徹底した少人数教育が可能な教育体制の下で、3つの履修モデルに沿った多彩な科目を提供しています。

1 企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル	2 社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル	3 グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル
---------------------------------------	---	---

選択必修・自由選択科目	商法理論の展開	刑事法総合演習	国際法
	中小企業向け法律相談	刑事模擬裁判	国際経済法
	金融・保険法	刑事政策	国際取引法
	経済法1	社会保障法	国際財産法
	知的財産法A	労働法A	国際家族法
	知的財産法B	労働法B	国際民事手続法
	知的財産法演習	国際人権法	国際人権法
	中小企業法	公法理論の展開	商法理論の展開
	弁護実務基礎論	弁護実務基礎論	弁護実務基礎論
	民事模擬裁判	法社会学	民事模擬裁判
英米法	法哲学	英米法	
中国法	環境法	中国法	
民事執行・保全法	消費者法	ドイツ法	
倒産法1	倒産法1	環境法	
倒産法2	倒産法2	金融・保険法	
国際民事手続法	国際家族法	経済法1	

必修科目	人権の基礎理論	統治の基本構造	民法A・B・C・D・E	商法
	民事訴訟法1	刑法第1部A・B・第2部	刑事訴訟法	行政活動と法
	公法総合演習A・B	民法F	民法総合演習A・B	商法総合演習A・B
	民事訴訟法2	民事訴訟法総合演習	刑法総合演習	刑事訴訟法総合演習
	法曹倫理	民事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務の基礎	法文書作成

目的 ～真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指して～

- ◆ 新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければなりません。
- ◆ 実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければなりません。
- ◆ 人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければなりません。

研究者専任教員

- ◆ **渡邊 賢 教授(憲法)**
人権の基礎理論、統治の基本構造
公法総合演習A(憲法訴訟論)
憲法訴訟理論の展開、公法理論の展開
- ◆ **杉本 好央 教授(民法)**
民法A(総則・物権総論)
民法B(債権総論)
民法理論の展開B
- ◆ **三島 聡 教授(刑法・刑事訴訟法)**
刑法第2部(各論)、刑事訴訟法総合演習
刑事法理論の展開
- ◆ **重本 達哉 准教授(行政法)**
行政活動と法
公法総合演習B(行政救済論)
- ◆ **小柿 徳武 教授(商法)**
商法(企業組織法)
商法総合演習B(企業取引法)
商法理論の展開
- ◆ **金澤 真理 教授(刑法)**
刑法第1部A(総論・犯罪論および刑罰論の基礎)
刑法第1部B(総論・犯罪論の展開)
刑法総合演習
刑事政策
- ◆ **森山 浩江 教授(民法)**
民法D(法定債権)、民法F(家族法の基礎)
民法総合演習A、民法理論の展開A
- ◆ **鶴田 滋 教授(民事訴訟法)**
民事訴訟法1(判決手続の基礎)
民事訴訟法2(複雑な訴訟・上訴)
民事訴訟法総合演習
- ◆ **王 晨 教授(アジア法)**
中国法

実務家教員

- ◆ **原田 裕彦 教授(民事法)[弁護士]**
法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、民事模擬裁判
エクスターンシップ、中小企業向け法律相談
中小企業法
- ◆ **仲田 哲 特任教授(民事法)[弁護士]**
民事法総合演習(実務民事法総合演習)
民事執行・保全法
- ◆ **山本 健司 特任教授(民事法)[弁護士]**
法文書作成
弁護実務基礎論(ロイヤリングを中心に)
- ◆ **松村 信夫 特任教授(民事法)[弁護士]**
知的財産法A、知的財産法B、知的財産法演習
中小企業法
- ◆ **高見 秀一 特任教授(刑事法)[弁護士]**
刑事訴訟法総合演習、刑事訴訟実務の基礎
刑事模擬裁判
- ◆ **杉本 吉史 特任教授(刑事法)[弁護士]**
刑事法総合演習
刑事訴訟実務の基礎
- ◆ **溝渕 雅男 特任教授(民事法)[弁護士]**
倒産法1、倒産法2、倒産法演習
- ◆ **塩見 卓也 特任教授(民事法)[弁護士]**
労働法A、労働法B、労働法演習

研究者兼任教員(*の教員は法曹養成専攻運営に関与)

- ◆ **高橋 英治* 教授(商法)**
商法総合演習A(企業組織法)、中小企業法
- ◆ **阿部 昌樹* 教授(法社会学)**
法社会学、中小企業法
- ◆ **安竹 貴彦 教授(日本法制史)**
日本法制史
- ◆ **勝田 卓也* 教授(英米法)**
英米法
- ◆ **守矢 健一 教授(ドイツ法)**
ドイツ法
- ◆ **桐山 孝信 教授(国際組織法)**
国際法、国際人権法
- ◆ **国友 明彦* 教授(国際私法)**
国際財産法、国際家族法、国際民事手続法
- ◆ **藤井 徳展 准教授(民法)**
民法E(担保法)、民法総合演習B
- ◆ **坂口 甲* 准教授(民法)**
民法C(契約法)、民法総合演習B
- ◆ **松倉 治代 准教授(刑事訴訟法)**
刑事訴訟法
- ◆ **淵川 和彦* 准教授(経済法)**
経済法1、経済法2、経済法演習
- ◆ **川村 行論* 准教授(社会保障法)**
社会保障法、中小企業法
- ◆ **酒井 貴子 教授(租税法)**
租税法
中小企業法

兼任講師

- ◆ **中原 茂樹[関西学院大学大学院司法研究科]**
中小企業法
- ◆ **松戸 浩[立教大学大学院法務研究科]**
公法理論の展開
- ◆ **高田 昌宏[早稲田大学法学学術院]**
民事訴訟法総合演習
- ◆ **川崎 英明[関西学院大学名誉教授]**
刑事法理論の展開
- ◆ **山下 侑士[弁護士]**
公法系訴訟実務の基礎
- ◆ **辰田 昌弘[弁護士]**
民事模擬裁判
- ◆ **高橋 幸平[弁護士]**
民事模擬裁判、中小企業向け法律相談
- ◆ **小原 正敏[弁護士]**
中小企業向け法律相談
- ◆ **道上 達也[弁護士]**
中小企業向け法律相談
- ◆ **草尾 光一[弁護士]**
中小企業向け法律相談
- ◆ **曾和 俊文[同志社大学司法研究科]**
環境法
- ◆ **坂東 俊矢[京都産業大学法学部]**
消費者法
- ◆ **平 寛[大阪市立大学名誉教授]**
国際経済法
- ◆ **石田 眞得[関西学院大学法学部]**
金融・保険法
- ◆ **生熊 長幸[大阪市立大学名誉教授]**
中小企業法
- ◆ **高橋 眞[大阪市立大学名誉教授]**
中小企業法
- ◆ **和久井理子[京都大学大学院法学研究科]**
中小企業法
- ◆ **村上 幸隆[弁護士]**
中小企業法
- ◆ **岡本 岳[弁護士]**
中小企業法
- ◆ **赫 高規[弁護士]**
中小企業法



参加者氏名
(学年、出身大学・学部：敬称略)

- ◆ **水野 那々衣**
(3年[2年短縮型]、大阪市立大学・法)
- ◆ **永田 もも**
(2年[3年標準型]、九州大学・法)
- ◆ **木下 貴弘**
(2年[2年短縮型]、桃山学院大学・法)
- ◆ **丸山 飛翔**
(1年[3年標準型]、大阪市立大学・法)

【志望動機・クラスの雰囲気】

水野→大阪市立大学のロースクールに入った動機、入った後の雰囲気など実際の印象をお伺いします。

永田→まず志望動機については、実家から近いこと、他のロースクールより学費が安いこと。学費が安いことについては、私は未修で3年コースなので、他のロースクールの2年コースと比較して、3年通っても市大だったら同じくらいの学費で通えるなというところが大きかったです。入った後の雰囲気は、最初、市大は少人数なので閉鎖的なのかなと若干不安でしたが、授業も小規模なので、質問がしやすく先生との距離が近いところがメリットだと、今は考えています。

木下→ロースクール進学について在学していた市大法学部のゼミの先生方に何うと、市大のロースクールもあるよと説明していただきました。そこで資料を読んだところ、授業全体が少人数で明るい雰囲気らしく、講義もゼミの形態に近いようで、自分に合っていると思ったからです。また、実際の講義でもみっちり指導してくださり、授業後の質問時間に一つ一つわからない所をその場で解決することができます。友達付き合いについても、少人数なのでみんなとすぐに打ち解けることができ、会話などで日々の疲れなども緩和されます。このように、入った後の雰囲気・印象もとても良いです。

丸山→志望理由としては、もともと市大の学部生だったので通い慣れていたので、少人数教育で一人一人に丁寧に指導いただけるかなと思ったのが、大きかったです。雰囲気については、人数が少ないので人との距離が近いところが特徴だと思います。先生と学生の距離が近いのはもちろんですが、特に先輩方との距離が近いと、授業に関することや勉強のアドバイスなどがいただけるので、ありがたいです。

水野→学部が市大だったので、ロースクールも市大のロースクールに

入りたいと思ったのがきっかけです。後は実家から通いやすいという点と、学部の時から奨学金制度については詳しく知っていたので、奨学金も活用できるかなと思って。入ってみた印象としては、人数が思ったより少なかったのですが、その分みんなと協力し合ってお互いに高め合うことができる点で、いい印象を感じています。

【授業】

水野→ロースクールの授業についてお聞きしたいと思います。

永田→先ほどお話が上がっていましたが、少人数で質問しやすいのがメリットだなと。ロースクールの授業って、私の印象では、先生から質問されて問いただされるという印象だったのですが、市大の先生方は優しい方が多く、楽しく授業ができています。予習と復習さえすれば(笑)。

木下→基礎科目や演習科目などの授業があり、どの授業についても、基礎から応用への過程をしっかりと教えていただけるのがとても魅力的だと思います。また、実務家の先生が授業に携わってくださるので、実務に近い話を聞けて、モチベーションアップにも繋がると思います。

丸山→人数が少ないので、学部と違い、双方向の授業ができるのが特徴だと思います。最初は慣れなかったのですが、自分の考えを言葉にすることに慣れていくと、知識や思考力も上がっていくと思うので、積極的に発言するように頑張っています。先生は質問に真摯に答えていただけるので、人数が少ない分、いつでもわからないことを聞くことができるのも、特徴の一つだと思います。

水野→少人数なので、自分の意見を相手に伝える訓練が簡単にできるし、他の人の意見も数多く聞いて新たな発見などがある点では、少人数制にメリットを感じています。3年生になったら、実務科目と言って実際の裁判の体験であったり、法律文書の作成であったり、合格後のみこした授業があるので、試験に向けてよりモチベーションが上がるようなことを知れるところも、いいと思います。

【アカデミックアドバイザー】

水野→市大にはアカデミックアドバイザー(AA)という制度がありますが、皆さんは、どのように活用されていますか。

永田→私は1年生の頃から利用していますが、基本的には答案を書いて、添削をもらうという形。弁護士の先生に添削をもらえるいい機会です。答案を書くというのは、ハードルが高い感じはしますが、1年生は基礎を、2年生からは司法試験の設問1だけとか設問2までとか、そして、3年生は答案まるまる全部書くという風に、段階を踏んで教えてもらえるので、とても役立つ制度だと思います。私は自分からなかなか答案を書けないので、書かないという意識付けや動機付けとしても、いいと思います。

木下→実務家の先生方が、答案作成上のテクニックなどを話して下さるので、司法試験を受けるにあたってとても役に立ちます。また、2年次生になってから3年次生のAAにも参加できる制度があり、それに参加することで、3年次生と同じ緊張感を味わいながら、司法試験に向けての助走を付けて行くことができ、とても良い制度になっています。

丸山→1年次ではまず、基本的な答案の書き方や、各科目の基本的な勉強の仕方などを教えていただいています。司法試験合格までのような勉強をされていたか、現在弁護士としてどのような仕事をしているかなど、具体的なエピソードを聞くこともできて、モチベーションアップにつながっています。参加して良かったと思います。



水野→3年次のAAでは、司法試験の過去問1科目を全部解いて、それを添削してもらうのですが、やはり過去問を2時間で解き切るといのは、AAで出さないとという機会がなければ後回しになってしまうと思うのです。1週間に1個書き切るという機会を設けてくださっているので、ペースメーカーとしてとても役立っています。定期試験では書いた答案が添削されるものもありますが、ほとんどそういう事はないので、自分の文章を一文一文丁寧に確認していただける点でも、ありがたいと思います。

【エクスターンシップ】

水野→次は、エクスターンシップについてお聞きしたいと思います。エクスターンシップは、市大では2年生後期の春休みに10日程度、法律事務所に訪問して弁護士のお仕事を体感するという制度ですが、この制度についてどうでしょうか。

永田→私はまだエクスターンシップに行っていないので、とにかく楽しみです。あと、弁護士の先生方の仕事を拝見するという機会が貴重なので、この機会にいろいろ吸収したいと思います。

木下→僕もまだ行ってはいないのですが、エクスターンシップに行った先輩から聞いた話では、弁護士の先生方が依頼者からの相談を法律的に解決していく姿勢を間近で拝見させて頂けるところが貴重だと、聞いています。また、実際の法律相談に当事者として携われることが、とても楽しみです。

丸山→私はまだ1年次で、履修はまだ先なので自分が行くという実感はないですが、希望者全員が行けるというのは、魅力的だと思います。私もぜひ行きたいと思います。

水野→今年エクスターンシップに行ったのですが、まず自分の行きたい法律事務所について事前にアンケートを取ってくださって、その内容に合った事務所を選んでくれるという点で、ありがたかったなと思います。弁護士さんに同行して法廷に入ったり、法律文書を読んだり、法律相談に立ち会ったりという風に、そばで実際のお仕事を見て、自分が今後目指す法律家の在り方をより具体的にイメージすることができたので、行って良かったと思います。他のロースクールには単位が取れないという所もあるので、市大のエクスターンの特徴として、エクスターンに行ったら単位がもらえるという点も充実しているなと感じています。

【自習室と資料室】

水野→市大の施設についてお聞きします。市大のロースクールの施設には自習室と資料室がありますが、皆さんはどのように活用されていますか。

永田→自習室については、一人一つ机が割り当てられていて、パーテーションもあるので、集中して勉強ができます。自習室は朝の7時から夜10時まで開いていますが、私は朝の9時から18時ぐらいまで利用していて、家では勉強がしにくいので助かっています。資料室については、レポートや答案を書くための基本書や雑誌が揃っていて、自分では買えない本もあるので、市大の図書館と併せて使っています。

木下→まず自習室について、朝7時から夜10時まで利用できるところが魅力的だと思います。ほかの大学では、24時間開いているところも多いのですが、市大の自習室では生活リズムが崩れることなく、規則正しい生活スタイルを維持でき、限られた時間の中で集中して勉強できると思います。Wi-Fiやプリンターなどの設備も整っていて、講義や過去問演習等で利用しています。また、

資料室について、教科書に載っている学説等では足りない場合でも、あらゆる教材が置いてあるので、調べ物をするのに適した場所だと思います。

丸山→私は家で長い時間勉強をするのはあまり好きではないので、基本的に、自習室にこもって勉強をしています。重くて多い教材もすべて自習室に置くことができますし、集中して勉強する機会や環境が整っているので、とてもありがたいです。自習室があることで同期や先輩と接する機会も増えて、一緒にゼミを組んだりいろいろな相談をしたりすることができるのも、いいところのひとつだと思います。自習室に関しては、自分のテキストを見てもわからない時、たくさんの文献を見ることができるので、とても役に立つと思います。

水野→私も自習室があることもまた市大のロースクールのいいところだと思って入学し、10~20時まで残っているのですが、席の近い学生が勉強している姿を見て、私もやらないとなと感じれる点も、自習室があるいい点だと思いますし、法学の教科書は重たいし、家に持って帰るのは大変なので、置きっぱなしで授業に行ける点もいいところだと思っています。資料室については、主に定期テストの過去問のコピーをする時に使いますが、その他にも、レポートであったり、発表があったりする時は、資料室の資料を使って書く必要があるのも、それが自習室から近いところにあるというのは、すごく便利だなと感じています。

【将来、目指す法曹像】

水野→将来、目指す法曹像について、お伺いしたいと思います。

永田→私は、弁護士を目指しています。その中でも、弱い立場にいる人の助けになれるような弁護士になりたいと思っています。特に、子どもの助けになれるといいなと思っていて、少年事件を担当したり、子どもの代弁者(アドボケート)として働いたりしたいと思っています。

木下→僕も弁護士になることを志しています。実際にどういった弁護士活動をしたいかまだ将来像を描けていないのですが、憲法の授業で人権が保障されることの重要性を教えていただき、もともと憲法が好きなの科目でもあることから、将来憲法訴訟に携われる弁護士になれるかと思っています。

丸山→私も弁護士を目指しています。ロースクールに入って様々な法律に触れていく中で、興味のある分野が増えて、今は自分がどのような領域で活躍する弁護士になりたいのか、いい意味でも悩んでいます。ただ、あの弁護士の人に相談して良かった、弁護してもらえてよかったと思ってもらえるように、一人一人のクライアントの方、一つ一つのトラブルに真摯に向き合える弁護士になりたいと思っています。

水野→私も弁護士を志望しています。社会的弱者と呼ばれる人々の手助けになって、将来的には、法律や社会を変えるような判決に携わる弁護士活動ができるような弁護士に、今はなりたいと考えて

います。

【コロナ禍の授業】

水野→コロナ禍の影響で2020年、2021年の前期も少し遠隔授業がありました。どのような感じでしたか。

永田→私は入学した1年生の前期がすべて遠隔授業になってしまって、その時は、先生方も私たち学生も、事務の方々も、どうしたらいいかと大変でした。今は、コロナ禍の対応に慣れてきて、オンライン授業も双方向でできるようになってきたり、そもそも慣れてきたりしているので、今はどのようにしても大丈夫だと思っています。去年(2020年)の後期は、市大は対面だったのですが、他のロースクールはまだ対面でできなかった所が多かったため、市大は少人数なので柔軟な対応がとれるのかなと思いい、そこも少人数のメリットだと思っています。

木下→遠隔授業には、講義をウェブに上げてくださる先生と、Zoom等で授業をしてくださる先生がいらっしゃいます。前者の場合は、何回も自分のペースで講義を聞きなおし、自分の進度にあった形で進められるので良かったです。後者の場合は、対面に近い感じで進めてくださり、課題等をこまめにチェックしていただけるので、授業に遅れることなくこなせました。このように、コロナ禍でも、通常授業に近い形で遠隔授業を実施していただけます。

丸山→途中から遠隔授業になったので少し大変でした。私は実際に講義を受ける方が好きなので、少し戸惑いもありました。しかし、先生の提供して下さる双方向のオンライン講義やオンデマンドの教材は、非常にクオリティが高く、困ることはありませんでした。ただ、周りの生徒と会えない為、モチベーションの維持は少し難しく感じました。どちらにしろ、やることは変わらないので、学習に支障をきたすことはありませんでした。

水野→私も入学した年の前期は遠隔授業だったので、友達作りは大変でしたが、授業の内容としては、先生方が自分なりに工夫してくださって、双方向のZoomやWebexなど裁判所の期日でも実際に用いられるソフトを使って授業をしてくださったので、そういった面では、双方向の遠隔授業をして良かったなと思います。遠隔授業だと生徒の理解度がちゃんとついてきているかという点で、先生たちがこまめに課題やレポートを作成するようにという風にしてくださったので、そういった面でも、通常授業と遜色なく進めていくことができました。



すでに活躍されている修了生3名がメッセージをお届けします。

梅 啓 示

弁護士

私は大阪市立大学ロースクール既修者コースに入学し、2015年に卒業しました。同年の司法試験に合格し、現在は大阪で弁護士をしています。

本校の最大の特徴は少人数制のロースクールであるという点だと思います。少人数であるため、教授の先生方や実務家教員の先生方と頻りに議論することのできる環境があります。また、人数が少ないために学生同士も仲良くなりやすいと思います。その特性を活かし、同級生とゼミを組み、他の学生と積極的に意見交換、議論をする等したことが実力向上に非常に役立ったと感じています。

このようなロースクールで得られる交流は、ロースクール卒業後も活かされています。私は、司法試験の合否を問わず、現在でも同級生との交流があり、特に弁護士をしている同級生とは頻りに連絡を取り合い、情報交換をする関係が築けています。

大阪市立大学ロースクールでは、同級生や先生方との深い関係を築くことができる環境が整っています。入学される皆様がこれから出会う同級生と高め合い、法律家への一歩を踏み出されることを陰ながら応援しております。

谷 麻 紗 子

弁護士

私は、令和2年12月より、大阪で弁護士として働いています。

本校が少人数制であったことから、在学中は、同期のみならず先輩・後輩とも交流があり、勉強方法など受験に関する有益な情報を教わったり、時には楽しく雑談したりする機会が多かったです。また、同期とは、ゼミを組んで問題を解いたり議論をしたりして互いに切磋琢磨する中で、気心も知れ、非常に充実した日々でした。

このように深く交流する関係を得られたことが、辛い受験生活を乗り越えられた最大の要因だと思っています。司法試験は自分との戦いでもありますが、気心の知れた仲間が居ることで、しんどさを乗り越えられたことも多かったです。弁護士になった今、一般民事や刑事事件など様々な事件を取り扱っていますが、同期とは特に連絡を取り合っていて、未知の分野に遭遇した時などは、法曹内外問わず助言を求めたりなど、相変わらず救われています。

皆さんが、公大ロースクールに入学された折には、本学だからこそ得られる気心の知れた仲間との充実した日々を経て、法曹など各界でご活躍される日が訪れますよう、心から応援しています。

山 本 祐 規 子

スズキ株式会社 コーポレート法務部

私は、市大ロースクール修了後、自動車メーカーに就職しました。入社して2年ほど、契約審査や法律相談対応等の業務を担当し、現在は、本社及びグループ全体に関わるコンプライアンス推進活動、社内研修の企画・運営や、ガイドラインの策定等の業務に携わっています。

企業の法務部員は、契約書や法律等の文言を適切かつ合理的に解釈し、法的な問題に対して妥当な解決策を示すことのできる専門家として、発言やアドバイスを求められます。その裏付けとなる知識や経験は、働き始めてから身についたものもあります。しかし、条文の趣旨から考えると、当事者それぞれの立場から考えてみるといった問題へのアプローチの仕方は、ソクラテス・メソッド方式の授業や先生方・学友との議論など、ロースクールでの学びの中で培われたものと感じています。

先生方と学生との距離が非常に近い公大ロースクールで勉強に打ち込んだ経験は、修了後、どのような分野で活躍されるとしても、必ずどこかで生きてくると思います。皆さんの充実したロースクール生活と修了後のご活躍を祈っています。

自習室



学生1人について、机(片袖付き)が整備され、両脇および対面の机との間には間仕切り(パーティション)が設けられ、共用パソコンとプリンターが設置されています。また、各自のノートパソコンを持ち込み、自習室内に整備された無線LANによりインターネットを利用することができます。

演習室



演習科目のほとんどは、このような教室で授業を行います。1つの授業における学生数は30人程度の少人数で、ロースクールならではの双方向的または多方向的な議論による授業が行われています。

法曹養成専攻資料室



授業の予習・復習に必要な、基本書、法律雑誌のバックナンバー、判例集等を揃えた専用の資料室が設けられています。資料室には、ジュリスト等や、判例集・法令集のCD-ROM、DVDも配置されています。また、共用のパソコン、プリンター、複写機も設置されています。

杉本図書館



杉本キャンパスの図書館として、幅広い分野の学習用図書や研究用専門書を揃えています。閲覧席は約1400席あり、勉強のスタイルに合わせて活用できる様々なスペース(個室、サイレントエリア、一人がけの閲覧席等)が充実しています。平日開館日は夜22時までご利用になれるほか、Webサービスで自宅からも各種手続きができます。

サポート

《授業料をサポート》

★特待生制度

学費の軽減を図るとともに、学生の学修意欲を高めることを目的に、特に成績が優秀であると認められる者に対して、授業料の全部または一部を免除する特待生制度を設けています。

《学習をサポート》

★アカデミック・アドバイザー制度

本学出身の若手弁護士から、正課の授業の補助としてさまざまなアドバイスを受けることができます。希望者を対象とするクラス単位の勉強会および個別の学習相談等を行っています。

《入学前から修了後までの様々なサポート》

★入学前サポート

1月の入学手続き時に、教員による個別相談を行います。3月上旬頃の新生向け説明会では、法科大学院での学習をスムーズに始められるよう、授業や学習方法などについて説明します。本学出身の若手弁護士による学習オリエンテーションも行われます。

★履修ガイダンス

各学期の授業開始前に各担当教員による科目別ガイダンスがあります。授業の進め方等を説明します。

★導入プログラム

1年生向けには、入学直後に法律学習の前提となる知識・情報を修得する未修者向けプログラムを授業内で実施しています。2年生向けプログラムは、司法試験で必要とされる知識・能力と授業がどのような関係を持つかを明らかにします。このプログラムの受講によって、スムーズかつ効果的に授業を受けられるようになります。

★クラス担任制

学生1名につき2名の担任教員が配置されます。面談等を通じて、学習上の悩みや要望等について相談することができます。

★オフィス・アワー

授業時間以外でも個別に納得がいくまで質問することができます。学習相談にも応じます。

★司法試験合格者による相談会

司法試験合格者と交流を深める場です。合格者に学習相談すること等によって、学習の時間・内容・方法が、合格者の実際に行ってきた学習等と比べて、適切かどうか点検し、改善する契機となります。合格者が体験談を語り、その後、学生が個別に相談する形式です。

★法曹養成研修生制度

本専攻修了後、司法試験受験のため引き続き本専攻の学習支援の下で自学自習を希望する修了生に対し、所定の手続きを経ることで、学術情報総合センター、法曹養成専攻学習室、法曹養成専攻資料室、その他必要な施設等の利用を認めています。

★キャリアアドバイス窓口制度

社会のさまざまな分野で活躍する修了生から在學生や最近の修了生が進路についてのアドバイスを受けられる制度を2021年5月に発足しました。相談に応じるキャリアアドバイザーたる修了生には弁護士(法律事務所で働く者の他、企業等に勤務するインハウスロイヤーも含む。)はもちろん、裁判官、検察官、さらに企業法務員、各種公務員等がいます。

都市で学ぶ、都市から学ぶ

エクスターンシップ

受講生が法律事務所に派遣され実習を受けることができます。法曹倫理の受講を終え、一通り基礎的な法律知識を習得した人が、その基礎知識が実務でどのように生かされているのかを体得することが目的です。3年生になる前の春休みに実施されます。受講生の引受先法律事務所を確保する必要がありますが、有恒法曹会のご協力により、開校以来希望者全員の受講が実施されています。

【履修者の感想】

- 手続の現場や書面を見ることによって、訴訟法の理解も進み司法試験にも直結する効果があるのだなという実感があります。
- 事件の記録を見せていただいたり、実際に法廷に行ったり、相談に同席させていただいたりモチベーションがすごく上がりました。
- 今やっている勉強が実務で役立つなと思いました。
- 実際のイメージがわくようになって、こんなふうになりたいという目標ができた。

各種講演会

■ 中小企業支援法律センター講演会

- 2019年10月 働き方改革関連法について
- 2017年7月 中小企業から見た働き方実行計画
— 残業規制を中心に —
- 2015年7月 平成27年税制改正が中小企業に与える影響
- 2012年11月 最近の中小企業における労働問題
— メンタルヘルスを中心として —
- 2010年11月 最近の中小企業における労働問題
— 残業・解雇問題等を中心として —
- 2008年12月 事業継承の最新ノウハウ
- 2006年10月 チャレンジする中小企業
中国ビジネスに必要な法知識
中小企業のライフステージと信用保証

■ ブリッジ企画

- 2021年10月 労働法の世界と弁護士の役割
- 2019年4月 無罪に辿りつくために乗り越えるべき壁
- 2018年4月 「債権法改正」と実務
- 2017年4月 違法行政にどうやって立ち向かうか
— タクシー規制をめぐる行政紛争を素材に —
- 2016年4月 無実の人が無罪判決を受けるまでの道のりに、
弁護士は何ができるか
— 無罪判決の裁判員裁判を素材に —
- 2015年4月 事件の真相に迫る 一何が彼女をそうさせたか?—
- 2014年4月 知的ハンディキャップを負った青年の事件を担当して
- 2013年4月 刑事裁判と法曹の役割



中小企業支援法律センター

2005年4月に「大阪市立大学中小企業支援法律センター」を開設し、法曹養成教育の一環として、有恒法曹会の協力のもと、中小企業の事業者の皆様を対象とした無料法律相談を実施しています。

相談場所は、アクセス至便な梅田の中心地です。

相談内容としては、売掛金の回収、商品の納入や仕入、金融機関からの融資、事業用不動産の購入や賃貸借、従業員の処遇、特許・商標・著作権の管理、外国企業との取引などにかかわる法的なトラブルなどです。

また、この無料法律相談をカリキュラムに取り入れ、中小企業に関連した法実務の現場で何が行われているのかを理解し、その法実務の現場において、法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスを与えることができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供しています。



有恒法曹会

有恒法曹会幹事長・弁護士 中川 元

有恒法曹会は、大阪市立大学又は大阪市立大学法科大学院出身の裁判官、検察官、弁護士などの法曹有資格者を会員とする団体です。

昭和39年に当時の若手法曹が中心となって発足した私的な親睦団体ですが、発足当初四十数名にすぎなかった会員数は現在約800名に達しています。裁判官や検察官として活躍されている諸先輩も少なくなく、弁護士としても日本弁護士連合会会長や大阪弁護士会会長を歴任した会員や人権擁護など各分野で活躍する著名な会員を数多く輩出し、歴史と伝統に培われた団体と自負しています。最近では、民間企業や各行政分野で活躍されている方もおられます。

本年度から大学や法科大学院は大阪公立大学と改称されましたが、歴史と伝統は皆さんに引き継がれます。

有恒法曹会は、会員相互の親睦を深めることはもちろんのこと、在學生及び修了生に対する支援を積極的に行なっています。有恒法曹会所属の実務法曹が、教員となって法科大学院教育に携わるだけでなく、法科大学院生のエクスターンシップ受け入れや修了生への支援も積極的に行なっています。現在法科大学院においては論理的思考力や文章起案能力を高めるための特別演習を実施していますが、その講師であるアカデミック・アドバイザーにも多数の会員が就任し、後進の指導に携わっています。今後も、大阪市立大学法科大学院の在學生・修了生の司法試験合格に役立つ企画を考えて、実行していきます。

法科大学院の授業や司法試験に向けての学習は、決して簡単なものではありません。しかし、有恒法曹会は、法科大学院の在学中や修了後も司法試験合格までキメ細かい指導や助言をして、在學生・修了生が、より多く・より早く司法試験に合格し、無事有恒法曹会の一員となるよう支援する予定です。

このように、有恒法曹会は、法科大学院の学習、実務修習および就職活動などのさまざまな面で法科大学院出身の皆さんをバックアップすることにより、皆さんが一日も早く実務法曹や社会人として多方面で活躍されることを期待しています。そして、有恒法曹会の一員として後進の指導にも力を貸して下さい。

※下記の概要は現時点での予定であり変更する場合があります。必ず募集要項で詳細をご確認ください。

法曹養成専攻の入学受入の方針(アドミッション・ポリシー)

入学にはまず、本学大学院法学研究科法曹養成専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められる。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、理論的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければならない。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していなければならない。

そのような学力に加えて、本専攻は、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求める。本専攻は、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指す。本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査されることになる。

さらに、本専攻は、学生層の多様性を確保することを重視する。人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されると考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本専攻が目指すもう一つの目的である。現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからである。

2022年度入試状況

1. 選抜状況

(1) 選抜状況 ()内は合格者数に対する実質倍率

出願区分	募集人員	出願者数	受験者数	合格者数
3年標準型	10名程度	47名(2.0)	41名(1.7)	24名
2年短縮型	20名程度	54名(3.0)	34名(1.9)	18名

注) 3年標準型と2年短縮型の両方に合格したのは6名です。

(2) 合格者の内訳 ()内は合格者内の比率(%)

出願区分	合格者	経歴別			
		法学部出身者	他学部出身者	社会人	他学部出身者で社会人
3年標準型	24名	14名(58.3)	10名(41.7)	9名(37.5)	8名(33.3)
2年短縮型	18名	17名(94.4)	1名(0.6)	4名(22.2)	0名(0.0)

2. 入学者

()内は入学者内の比率(%)

出願区分	合格者	経歴別			
		法学部出身者	他学部出身者	社会人	他学部出身者で社会人
3年標準型	13名	5名(38.4)	8名(61.5)	6名(46.2)	6名(46.2)
2年短縮型	10名	10名(100.0)	0名(0.0)	3名(33.3)	0名(0.0)

3. 出身大学

大阪市立大学 京都大学 北海道大学 三重大学 大阪教育大学 京都府立大学 金沢大学 同志社大学 奈良女子大学
立命館大学 京都学園大学 帝塚山大学 神戸学院大学 Mahidol University International College

● 入学定員 30名 (内訳: 3年標準型 10名程度、2年短縮型 20名程度)

※3年標準型及び2年短縮型の内訳は、あくまでも人数見込みであり、厳格な定員枠ではありません。

● 出願資格(抜粋)

- ① 大学(短期大学を除く、以下同じ)を卒業した者及び2023年3月までに卒業見込みの者
- ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2023年3月までに修了見込みの者
- ③ 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2023年3月31日までに22歳に達する者
- ④ 2023年3月31日の時点で大学に3年以上在学することとなる者で、出願時に大学卒業に必要な単位を90単位以上修得しており、かつ、修得した単位のうち、「A」以上(100点満点で80点以上)の成績が60単位以上であるもの。ただし、上記各単位には、出願時に在学する大学に入る前に修得したものを含まない。

※大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を修了し、法務博士(専門職)の学位を有する者の出願は認めません。

なお、上記以外の出願資格については募集要項を参照してください。

● 出願書類等

- | | |
|----|---|
| 必須 | ① 入学願書
② 大学卒業(見込)証明書/成績証明書/自己評価書/成績申告書など |
| 任意 | ① TOEFLやTOEIC等のスコアやその他の語学検定の合格証明書
② 公的資格を取得していることを証明する書類など |

※3年標準型と2年短縮型を併願する場合も、出願書類の提出は1部で結構です。

● 選抜方法

本研究科が実施する選抜試験の成績、及び出願書類の内容を総合して行うその他の要素の評価により行います。

※入学試験の成績により、入学定員に満たない合格者数となることもあります。また、入学手続の結果、欠員が生じて、追加合格を行わないこともあります。

【選抜試験】

〔3年標準型〕小論文: 社会一般に関する題材についての論述式試験であり、一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を試すためのもの

〔2年短縮型〕憲法、民法、刑法・刑事訴訟法、商法(会社法、商法総則)、民事訴訟法
: 出題方式は論述式を基本とし、2日間で実施

【その他の要素】

社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動(ボランティア活動など)の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などを総合的に考慮します。

● 日程

- | | | | |
|----------------|---------------|-----------------|-----------------|
| ・募集要項配布
7月頃 | ・出願
10月中旬頃 | ・選抜試験
12月上旬頃 | ・合格発表
12月下旬頃 |
|----------------|---------------|-----------------|-----------------|

【募集要項の請求方法】

① 本専攻のWebサイトから請求する場合及び直接窓口で受領する場合、資料請求のページでご確認ください。

<https://cms-admin.omu.ac.jp/lawschool/admissions/requirements/>

② 本学に郵送で請求する場合

請求する封筒の表に「20〇〇年度法科大学院学生募集要項請求」と「赤色」で記載し、裏には差出人の郵便番号・住所・氏名・電話番号を記載してください。返信用封筒(封筒の表に「ゆうメール」と「赤色」で記載のうえ、310円分の返信用切手を貼り、受取人の郵便番号・住所・氏名を明記した角形2号封筒: 24.0cm×33.2cm)を同封してください。

請求先: 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号
大阪公立大学 入試課

③ テレメールで請求する場合

資料請求番号 750600

インターネットから

https://telemail.jp

QRコードからアクセスした場合は資料請求番号の入力は不要。



学費・奨学金等

学費

学費は以下のとおりです。

入学料	納付区分	「大阪府民及びその子」注	282,000円
		「その他の者」	382,000円
授業料		年間 804,000円	

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の金額が適用されます。

注 「大阪府民及びその子」は、次の対象者が所定の手続きを行い認定された場合に適用されます。

対象者：入学者本人もしくは入学者本人と同一戸籍にある父又は母が、入学日の1年以上前(2023年春入学者の場合、2022年4月1日以前)から引き続き大阪府内に住民票を有する者。日本国籍を有しない者も同一の要件です。

奨学金等

【特待生制度】

- 対象者・授業料減免額
成績上位優秀者を対象として授業料の全部又は一部を免除します。
- 選考方法・免除期間
(1) 半期ごとに対象学生を選考します。
(2) 免除期間は6か月間
在学中は選考の対象となりますので、成績によっては引き続き免除を受けることも可能です。
(3) 初年度の前期に対象となる学生は、入学試験の成績で選考します。
次回以降は、直前の学期の学業成績により選考します。
なお、特待生制度による授業料減免に採用された場合は、本学が取扱う授業料減免とは、重複して受けることはできません。

【経済支援制度】

〈大阪府の支援〉大阪公立大学等授業料等支援制度
大阪府では、親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学を諦めることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の制度に府の独自制度を加え、授業料等の無償化(減免)を実施します。詳しくは、下記 Web サイトをご確認ください。

〈大阪府公式サイト 大阪公立大学・大阪公立大学高等等の授業料等支援制度〉

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/musyo/index.html>

※なお、各制度の申請等の詳細については、確定次第、改めて大阪公立大学の Web サイトにてご案内します。



大阪公立大学入試情報サイトはこちらから

<https://www.upc-osaka.ac.jp/new-univ/admissions/ug/>

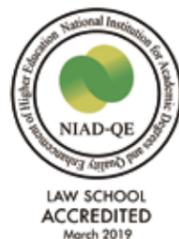
新着情報は本専攻ウェブサイトから

説明会や入試概要等最新の情報を随時更新してまいりますので、こちらをご確認ください。

<https://www.omu.ac.jp/lawschool/about/>

【お問い合わせ先】

法曹養成専攻事務室
〒558-8585
大阪市住吉区杉本 3-3-138
TEL. 06(6605)2301
FAX. 06(6605)2920



キャンパスマップ



杉本キャンパス

- 1号館
・URAセンター
・事務室
(人事課、財務課、施設課)
(社会連携課、研究支援課)
- 商学部棟
- 経済学部棟
- 法学部棟(事務室、資料室)
- 文学部棟
- 経済研究所棟
ロースクール自習室
演習室
・都市経営研究科
・創造都市研究科
・人権問題研究センター
・証券研究センター
- 都市研究プラザ
- 田中記念館
・事務室
(広報課ステークホルダー連携推進室)
- 健康管理センター
- 河海工学実験場
- 学術情報総合センター
・大学史資料室
・事務室
(情報推進課、学術情報課)
- 理学部棟
・数学研究所
- 工学部棟
- 生活科学部棟
- 工作技術センター
(機械工作部門)
- 生活科学部棟別館
・心理臨床室
- 2号館
・都市健康・スポーツ研究センター
・複合先端研究機構
- 全学共通教育棟
・英語教育開発センター
・大学教育研究センター
・学修支援推進室
(OCUラーニングセンター)
- Global Village
・事務室
(共通教育支援室(教育推進課))
- 4号館
・工作技術センター
(ガラス工作部門(1階))
- 基礎教育実験棟
- 第1学生ホール
- 第2学生ホール
- 第3学生ホール
- スポーツハウス
- ゲストハウス
- インキュベータ
- 高原記念館
・学生課キャリア支援室
- 地域連携センター
学生サポートセンター
・事務室
(監査室、大学戦略担当
安全衛生課、教育推進課、
学生課、入試課、広報課、
大学計理担当、国際交流課)
- 共通研究棟
- 人工光合成研究センター
- 理系共通実験棟
・事務室(企画総務課)
- 戦没学友の碑
- 五代友厚像